

## 東京 2020 大会に向けた暑さ対策推進事業 Q&A

### ○助成対象設備について

Q1. 交付対象となる暑熱対応設備は先進性を有するものとあるが、どのような設備が助成対象となるのか。

A1. 本事業は、街なかの暑さ対策を促進していく上で、モデルケースとしてクールエリアを創出していくことを目的としています。

そのため、暑熱対策の効果が科学的に確認されている先進的な技術を活用した設備や複数の技術の組合せにより暑熱の緩和が図られる設備などで、設備自体の導入例や設備の導入場所の例が少ないなど、今後の普及拡大が期待されるものを助成対象とします。(要綱第3条第1項第3号)

Q2. いつまでに暑熱対応設備を整備する必要があるのか。

A2. 助成金の交付決定後、契約を締結し、2020年3月25日までに助成対象設備の整備を終える必要があります。また、同日までに実績報告書を提出してください。なお、実績報告書には、助成対象経費に係る領収書等を添付する必要があることにご留意ください。(要綱第13条第2項)

Q3. 暑熱対応設備を稼働させる期間に定めはあるのか。

A3. 原則、暑熱対応設備の会計上の耐用年数の期間、稼働させてください。

### ○助成対象額について

Q4. 維持管理経費は助成対象とならないのか。

A4. 整備後の維持管理経費は助成対象外です。(要綱第5条第3項)

Q5. 消費税(地方消費税)は助成対象とならないのか。

A5. 助成対象者が区市の場合を除き、消費税及び地方消費税額は、助成対象経費となりません。(要綱第5条第4項)

### ○その他

Q6. 契約方法に条件はあるのか。

A6. 助成対象設備の整備に係る契約に当たっては、助成制度の適正な運用の観点から、入札(価格競争方式・総合評価方式)や複数者からの見積徴取等により、競争に付す必要があります。なお、助成金の交付申請時に、契約に係る入札等を終えている必要はなく、助成金の交付決定後に入札等を行えば足ります。

Q7. 助成金を概算払いにより交付される場合とはどのような場合か。

A7. 原則、助成金は額の確定後交付しますが、必要と認める場合には、概算払により交付することがありますので、助成金の交付申請以前に東京都環境公社総務部暑さ対策緊急対応センターの担当者までご相談ください。

Q8. その他留意すべき事項はあるか。

A8. 助成対象設備の整備後に、暑さ対策の効果等を発信するとともに、「東京2020大会に向けた暑さ対策推進事業」により整備されたことを表示又は公表することにご協力をお願いいたします。